

婚前契約書

久保田誠（以下、「甲」という。）と 山田花子（以下、「乙」という。）は、婚姻することに合意し、婚姻の届出をなすに際して、次のとおり契約を締結した。

（婚姻の届出）

第1条 甲及び乙は、本契約締結後遅滞なく婚姻届を管轄官庁へ提出するものとする。

（夫婦のあり方）

第2条 甲及び乙は、婚姻を継続する為に貞操を守り、これまでの生活や習慣、職業、価値観などを尊重し合い、各々が今までに築き上げた生活をさらに充実させ、また、発展させられるよう協力し合う。

（家事分担）

第3条 家事は甲及び乙が各々平等に分担し各人が行うものとする。ただし、双方の合意がある場合その他双方にとって必要な事情がある場合はこの限りではない。

（財産）

第4条 甲及び乙は、婚姻後に築いた財産は、全てを共有財産とすることに合意した。

（生活費等）

第5条 生活費等は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。ただし、家事分担の割合に偏りがある場合は、従事する家事の程度が大きいほど生活費の分担を減らすことができる。

(子の教育)

第6条 子どもの養育は、甲及び乙が十分な協議の上で実施し、生活費、教育費、娯楽費その他子どもの養育に要する費用は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。

(慰謝料)

第7条 甲及び乙は、万一貞操義務に反し、不貞行為を行った場合には、その当事者は相手方に対し、年収分の慰謝料を支払うものとする。

(離婚)

第8条 次に定める場合には、民法の定める「婚姻を継続しがたい事由」があるものとみなす。

- (1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき
- (2) 借金、家庭内暴力、不貞行為等による経済的、精神的に解決が困難なトラブルが発生しまたは発生するおそれがあるとき

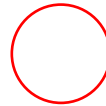
上記のとおり合意が真正に成立したことを証するため、この契約書2通を作成して各自署名押印し、各1通を所持するものとする。

平成29年02月11日

(甲)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 誠



(乙)

住所 岩手県紫波郡紫波町北日詰字大日堂〇番地〇〇

氏名 山田 花子

